

事業者を求める残食計量について

計量は以下の区分毎に、区分①については毎日、区分②～⑥については月報月（6月、11月、2月）に限り毎日実測する（ただし、市からの要請など、月報月以外にも年に数回残滓の計量を依頼する場合がある。）。記録する単位は、キログラム単位（小数点第2位以下を四捨五入）とし、記録結果は、学校別に1ヶ月分をとりまとめたデータを翌月5日までに提出することとする。

実測方法については事業者の提案とし、指定しているものを除き、学校配膳室で行うか、給食センターで行うかを問わない。

なお、学校配膳室には、はかりを本市により準備する。（秤量30kg、目盛10g 単位）

区 分		内 容
①	副食3品 （主菜、副菜、副々菜の種類別）	学校別に計量し、記録する。
②	飯缶に残った麦ご飯 （つぎ残し）	学校配膳室で計量し、記録する。 （飯缶は、給食センターは回収せず炊飯センターへ返却する。）
③	食べ残しの麦ご飯 （教室でビニール袋に入れた麦ご飯）	学校配膳室で計量し、記録する。
④	パン	学校配膳室で計量し、記録する。
⑤	未開封の牛乳	学校配膳室で本数を記録する。
⑥	開封済みの牛乳	学校配膳室で計量し、記録する。 （牛乳パックに入ったまま牛乳カゴで戻ってくるため、パックを開封し、副食（主菜）用食缶にまとめて入れて、計量する。なお、開封済みの牛乳をまとめるために使用する副食用食缶の重さは含まないで計量すること。）